

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大磯町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。

令和5年8月30日提出

大磯町長 池田 東一郎